

副本

平成30年(ワ)第 号、第 号 損害賠償請求事件

原 告 ほか2名

被 告 国

準備書面(4)

令和元年6月10日

東京地方裁判所民事第5部合議B係 御中

被告指定代理人

今井志津	
森智也	
岩澤賢司	
大嶋真理子	
倉重龍輔	
陶山敦司	
佐藤博行	

被告は、本準備書面において、原告らの2019（令和元）年5月10日付け第4準備書面（以下「原告ら第4準備書面」という。）及び同月14日付け第5準備書面（以下「原告ら第5準備書面」という。）の主張に対して、必要な範囲で認否・反論する。

なお、略語等は本準備書面において新たに用いるものほか、従前の例による。

第1 原告ら第5準備書面に対する認否・反論

1 原告らの平成27年夫婦別姓訴訟最判以降の事情変更を主張する部分に係る認否

(1) 「2 旧姓の通称使用の拡大と限界」について

ア 「(1) 住民票とマイナンバーへの旧姓併記」について
認める。

イ 「(2) パスポート」について

第1文は認め、第2文は不知。

ウ 「(3) 旧姓の法的保護の重要性を示すこと」について
争う。

エ 「(4) 通称使用の限界」について

知らないし争う。

オ 「(5) パスポートの旧姓併記の機能の限界」について

(7) 第1段落について

知らないし争う。

(4) 第2段落について

第1文及び第2文は認める。

第3文につき、　の陳述書（甲第59号証）に原告らが括弧書きにおいて引用する記載があることは認める（なお、原告らの引用する甲69号証の2は誤記と思われる。）。

(2) 「3 地方議会における選択的夫婦別氏制の導入を求める決議」について
第1文は認否の限りでない。

第2文のうち、①ないし⑪の各地方自治体において、選択的夫婦別氏制度の導入、国会審議、法制化等を求める意見書が採択されたことは認め、その余は不知。

(3) 「4 結語」について

争う。

2 被告の反論

被告準備書面(1)第2の2(8ないし12ページ)において述べたとおり、平成29年調査においても、夫婦別氏制度の導入に対しては賛否が分かれていて、夫婦別氏制度の実現を是認する見解が趨勢化しているとはいえない状況にあり、原告らの指摘する上記の各事情を踏まえてもなお、民法750条をめぐる社会情勢につき、平成27年夫婦別姓訴訟最判後現在に至るまでの間、原告らの主張を裏付けるような事情変更があったとまでは認められない。

したがって、本件各規定は、憲法14条1項及び24条に違反するものではなく、「法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合」に当たらず、国賠法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。

第2 最近の家庭裁判所における審判において、本件の原告らと同様の主張が排斥されていること

原告らは、原告ら第4準備書面において、国際人権規約違反に係る主張を補充しているところ、被告の主張は、被告の平成31年3月18日付け準備書面(2)第3(9ないし13ページ)において述べたとおりであるが、最近の家庭裁

判所における審判においても、自由権規約及び女子差別撤廃条約の各規定に関する、本件の原告らと同様の主張につき、当該各規定を「独立の裁判規範として用いることはでき」ない（乙第6号証・15及び16ページ）、「自動執行力を有しない」（乙第7号証・18ないし21ページ）、「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」を保障しているとはいえない（同号証・19ページ）と判示した上で、当該主張を排斥している（乙第6号証及び同第7号証）。

したがって、原告らの主張する「婚姻に際して氏の選択に関する夫婦同一の権利」、「合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」は各条約上保障されている権利とは認められないから、国賠法1条1項の適用上、違法の評価を受けない。

第3 結語

以上のとおり、原告らの主張にはいずれも理由がないことから、本件請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以 上